

新旧対照表（立候補制を導入する組合用）

【4-2 理事及び理事長選挙執行規程例】① この「新旧対照表」に示す改訂について「届出」は、必須ではありません。② 下線は、網掛け（任意で選択する事項）を表しています。			
NO	新	旧	備考
1	<p>(理事選挙)</p> <p>第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。 ただし、特別の事情がある場合には、その日以後10日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。</p>	<p>(理事選挙)</p> <p>第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。 ただし、特別の事情がある場合には、その日以後10日以内に行うことができる。</p>	<p>ただし書きの場合 は、選挙の期日を定 める旨を追加。</p>
2	<p>(立候補の届出等)</p> <p>第6条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程第2号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。 2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。 3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。 4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>立候補の届出の条文 を追加。 新たな条を第6条と して追加する。旧第 6条から旧第10条 まで1条ずつ繰り下 げる。</p>
3	<p>(投票)</p> <p>第7条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）3名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）又は1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。</p>	<p>(投票)</p> <p>第6条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人3名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。</p>	<p>理事候補者が選挙す べき理事の定数を超 える場合及び理事候 補者が選挙すべき定 数を満たさない場合 の規定を追加。</p>
4	<p>(無投票当選)</p> <p>第12条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。 2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>無投票当選の条文を 追加。 新たな上を第12条 として追加する。旧 11条から旧第16 条まで2条ずつ繰り 下げる。</p>
5	<p>(理事長選挙)</p> <p>第18条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事（理事長候補者を除く）の中から理事が選挙する。</p>	<p>(理事長選挙)</p> <p>第16条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。</p>	<p>理事長候補者を選挙 長から除く規定を追 加。</p>